仕　様　書

年　度	平成25年度
場　所	三原市中之町一丁目　中之町水源地
名　称	中之町水源地受変電設備更新工事
種　別	配水施設整備　　第　号
期　間	年　月　日～　年　月　日まで(契約締結後　日間)
概　要	高圧受電盤　1面 220V動力変圧器盤　100kVA　1面 440V動力変圧器盤　300kVA　1面 送水流量計　φ250㎜　1台

三 原 市 水 道 部

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事　　（ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
本工事費		式	1	
電気設備設置工		式	1	レベル１
材料費		式	1	レベル２
電気材料		式	1	レベル３
動力ケーブル		式	1	
制御ケーブル		式	1	
電線		式	1	
端末処理材		式	1	
電線管		式	1	
電線管類		式	1	
ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ		式	1	
ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ		式	1	
接地材料		式	1	

工　事　数　量　総　括　表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事　　（ 当初 ）	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
電柱装柱材		式	1	
補助材料費		式	1	
労務費		式	1	レベル２
一般労務費		式	1	レベル３
機器据付・配線工		式	1	
技術労務費		式	1	レベル３
機器据付		式	1	
単体調整工		式	1	
組合せ試験工		式	1	
複合工費		式	1	レベル２
フェンス工事		式	1	レベル３
ネットフェンス設置（材工共）	H=1800	式	1	レベル４
ネットフェンス設置（材工共）	H=1500 忍返し付	式	1	レベル４

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
ネットフェンス設置（材工共）	H=1500	式	1	レベル４
ネットフェンス門扉設置（材工共）	H1800×W2000	式	1	レベル４
コンクリート工事		式	1	レベル３
コンクリート打設（材工共）		式	1	レベル４
捨てコンクリート打設（材工共）		式	1	レベル４
鉄筋工事（材工共）		式	1	レベル４
型枠工事（材工共）		式	1	レベル４
地業工事（材工共）		式	1	レベル４
ｺﾝｸﾘｰﾄｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ設置（材工共）	SUS	式	1	レベル４
土工事		式	1	レベル３
掘削工		式	1	レベル４
埋戻し工（購入土）		式	1	レベル４
埋戻し工（発生土）		式	1	レベル４

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
発生土処分	建設発生土 処分費有	式	1	レベル４
構内ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装復旧工事		式	1	レベル３
構内ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ･RC-40 仕上り厚15cm 再生密粒度20mm 舗装厚5cm	式	1	レベル４
電気設備撤去工		式	1	レベル１
労務費		式	1	レベル２
一般労務費		式	1	レベル３
機器撤去・配線撤去工		式	1	
複合工費		式	1	レベル２
はつり工事		式	1	レベル３
既設基礎・ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ等取壊し処分		式	1	レベル４
土工事		式	1	レベル３
掘削工		式	1	レベル４
埋戻し工（発生土）		式	1	レベル４

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
発生土処分	建設発生土 処分費有	式	1	レベル４
構内ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去工事		式	1	レベル３
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版切断	As舗装版 t=15㎝以下	式	1	レベル４
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装取壊し処分	As舗装版 t=10㎝以下	式	1	レベル４
ﾌｪﾝｽ撤去工事		式	1	レベル３
既設ﾌｪﾝｽ撤去工		式	1	レベル４
倉庫撤去工事		式	1	レベル３
ｺﾝｸﾘｰﾄ土間取壊し処分		式	1	レベル４
木造建物上屋取壊し処分		式	1	レベル４
仮設費		式	1	レベル１
仮設材料費		式	1	レベル２
電気材料		式	1	レベル３
動力ケーブル		式	1	

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
制御ケーブル		式	1	
電線		式	1	
端末処理材		式	1	
電線管		式	1	
補助材料費		式	1	
仮設労務費		式	1	レベル２
一般労務費		式	1	レベル３
仮設設置撤去工		式	1	
仮設費		式	1	レベル２
仮設費		式	1	レベル３
仮設費		式	1	
直接工事費		式	1	
諸経費対象外積上		式	1	

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
電気設備設置工		式	1	レベル２
機器費		式	1	レベル３
高圧柱上気中開閉器	ZCT･ZPD付	台	1	
取引用計器箱		面	1	
高圧受電盤	MC1	面	1	
220V動力変圧器盤	MC2 3φ100kVA 1φ10kVA	面	1	
440V動力変圧器盤	MC3 3φ300kVA	面	1	
汎用ﾐﾆUPS	2kVA	台	1	
制御電源分岐盤	LB	面	1	
送水量検出器盤機能増設		式	1	
送水流量計	電磁流量計 φ250 ﾙｰｽﾞ短管(φ250×1200L SUS304)含む	組	1	
共通仮設費率額		式	1	
共通仮設費合計				

工 事 数 量 総 括 表

工事名称	中之町水源地受変電設備更新工事 (当初)	事業区分	
		工事区分	

名称・施工箇所・施工方法等	規　　格	単　位	数量	摘　　要
純工事費				
現場管理費		式	1	
工事原価				
契約保証費				
一般管理費(契約保証費含む)		式	1	
諸経費対象外積上		式	1	
工事価格				
消費税相当額		式	1	
工事合計				

特　記　仕　様　書

第1章　　総則

第1節　　適用

１．本特記仕様書は，中之町水源地 受変電設備更新工事に適用する。

２．本特記仕様書に記載のない事項については，次によるものとする。

・土木工事共通仕様書　平成２４年度　広島県

・水道工事標準仕様書　【設備工事編】　２０１０　日本水道協会

・水道工事標準仕様書　【土木工事編】　２０１０　日本水道協会

・ただし，設計書及び設計図面に特別な記載がある事項並びに特記仕様が付加された事項についてはこの限りではない。

第2節　　現場管理

１．請負者は工事現場内において，監理技術者，主任技術者（下請けを含む）に工事名，工期，顔写真，所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。

２．工事の施工については，場内の構造物を損傷させないように十分注意すること。万一損傷を与えた場合は，直ちに監督員に報告し，監督員の指示に従い請負者の負担において速やかに原形復旧すること。

３．機器の搬入，搬出については，既設設備及び搬入する機器を損傷させないように施工箇所周囲等に養生を施し，細心の注意を払って行うこと。また，搬入搬出方法については現場に合った最善の方法を検討し，監督員に計画書を提出すること。

４．請負者は工事現場が隣接し，または同一場所において施工する別途工事がある場合は常に相互協調し十分調整の上，工程，施工管理等に努めること。

５．請負者は工事現場内の労働安全に留意し，風紀及び衛生の取締りならびに火災，盗難，その他事故防止について責任を持って十分な注意を払うこと。

第3節　　諸法令の順守等

１．本工事の施工にあたり，請負者は関係諸法令を遵守し，工事に必要な届出，手続き，申請等は請負者が代行し，これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．本工事にて準拠すべき規格並びに基準は特に記載のない事項については現行の下記によること。

１）日本工業規格（ＪＩＳ）
２）日本水道協会規格（ＪWWA）
３）水道施設設計指針・解説
４）水道維持管理指針
５）電気学会電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
６）日本電機工業会規格（ＪＥM）
７）日本電線工業会規格（ＪＣＳ）
８）電気設備に関する技術基準を定める省令（経済産業省令）
９）内線規定（電気技術基準調査委員会編）
10）労働基準法
11）労働安全衛生規則
12）公共建築工事標準仕様書・標準図・工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（電気設備工事編・建築工事編）
13）その他関係法規

第4節　施工体系図

請負者は，土木工事共通仕様書第１編１-１-１２第２項によるほか，下請負契約を締結したときは，遅延なく施工体系図を作成し，監督員へ提出すること。ただし，請負代金額１,０００万円未満の工事は除く。

第5節　図面

実際の図面と縮尺が異なる図面（縮小図面）については，契約締結後，請負者に対し，関係図面の原図又はデータを貸与する。

第6節　提出書類

１．提出書類及び部数は水道部において定めているもの及び監督員の指示によるものとする。なお，これらに要する費用はすべて請負者の負担とする。

２．主要機器等については，監督員と本仕様書及び設計図に基づく設計製作に関し詳細な打合せを行い，承認図を作成し提出すること。

１）各機器製作図

２）単線結線図

３）計装フロー図

４）展開接続図

５）機器配置図

６）各種計算書・検討書等

７）その他監督員が指示するもの

３．本工事に使用する機器，材料等は見本品及またはカタログ等の承認図を提出すること。

４．本工事完了後，完成図書を３部作成し監督員に提出すること。また，完成図書一式を電子データとし提出すること。（図面はＪＷ－ＣＡＤデータ及び完成図書はＰＤＦデータに変換し提出すること。）

１）竣工図

２）施工図

３）機器完成図

４）取扱説明書

５）各種機器試験成績書

６）現地試験調整成績書

７）官公署届出書類

８）その他必要なもの

第7節　完成通知

請負者は，土木工事共通仕様書　第１編１－１－２第２９項に規定する工期の終期日の１４日前（工期の終期日の１４日前が土曜日，日曜日，祝日等にあたる場合は，その前日）までに工事を完成するとともに，監督員を通じて発注者に対し，完成届を提出するものとする。

第2章　安全対策

第1節　工事中の安全確保

建設機械施工安全技術指針は，国土交通省大臣官房技術調査課長及び国土交通省総合政策局建設施工企画課長通知（平成 17 年 3 月 31 日）を参考とすること。

第2節　保安施設

工事施工期間中，工事標示板，工事情報看板等を適切な場所に設置すること。

第3章　施工条件

第1節　作業時間等

作業時間は，月曜日から金曜日の 8 時 30 分から 17 時 00 分までの間とし，土日祝日は休工とする。やむを得ず，作業をおこなう場合は監督員と協議すること。（場内への入場は 8 時以降とする。）

第2節　施設の運用停止可能時間

本工事の施工にあたっては既設設備の運転停止可能時間は６時間を原則とする。もしこの時間を超えて停止する必要がある場合は監督員と協議を行い，指示する時間内に施工すること。また，このために必要な仮設備及び仮配線等は請負者の負担にて施工すること。

第3節　仮設物

請負者詰所，工作小屋，資材置場及び足場等の仮設物を設置する場合は，その設置位置及びその他について監督員の承諾を受けること。

第4節　工事用電力，用水，電話等

工事用の電力，水，電話等に必要な仮設物は請負者がその手続きをし，設置および撤去までを行うものとする。なお，これらの費用はすべて請負者の負担とする。ただし，監督員が承諾した場合は既存設備を使用することができる。また，試験および試運転等に必要な電力および用水は支給する。

第5節　登録リサイクル製品の使用について

１．この工事の施工に際して必要となる資材等について，「広島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき登録された製品（登録リサイクル製品）を使用することが可能である場合は，その使用に努めるものとする。

２．当該工事に使用する材料について，次表に該当するものは登録リサイクル製品を使用するものとする。

再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスファルト混合物（最大粒径２０㎜） 再生密粒度アスファルト混合物（最大粒径２０㎜） 再生密粒度アスファルト混合物（最大粒径１３㎜） 再生細粒度アスファルト混合物（最大粒径１３㎜）

３．登録リサイクル製品を使用した場合は，その使用実績（登録番号，使用量等）について監督員の確認を受け，別途，広島県循環型社会課へ報告すること。

【報告先】
広島県　環境県民局　環境部　循環型社会課
E-mail：kanjyunkan@pref.hiroshima.jp
TEL：082-513-2951（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
FAX：082-211-5374

４．２により使用することとしている材料について，何らかの事情によりその使用が困難である場合は，設計図書の内容について監督員と協議すること。

第6節　建設副産物（建設副産物がある場合）

１．特定建設資材廃棄物（アスファルト殻・コンクリート殻）

アスファルト塊・コンクリート殻については，原則として再生合材施設に搬入することとし，これにより難い場合は，別途協議すること。

２．建設発生土（建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地）

当該工事により発生する建設発生土は，公の関与する埋立地，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイ

クルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）のいずれかに搬出するものとする。

また，搬出先として，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）を見込んでいる。したがって，正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。

なお，工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により，建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラントまたは建設発生土受入地（一時たい積を含む。）への搬出が困難となった場合は，発注者と請負者が協議するものとする。

第4章　施工管理

第1節　工程管理

請負者は，1 週間分の工事日報を翌週の月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）までに，その週の週間工程とあわせ，監督員と面談のうえ提出するものとする。また，添付書類について監督員から補足を求められた場合は，直ちに提出しなければならない。

第2節　検査及び試験

１．請負者は本工事において水道部が行う検査を受け，これに合格しなければならない。なお，これらの成績書は請負者にて作成し，監督員に提出すること。

２．本工事における検査（工場検査・完成検査）及び試験の詳細については監督員との打合せによるものとする。

３．主要機器については，工場検査を行うものとするが，メーカー等の試験成績書等で確認できる場合は監督員の承諾を受けた場合は省略することができる。

４．検査及び試験に要する一切の費用はすべて請負者の負担とする。ただし，水道部職員の派遣費等は含まない。

第3節　工事立会

請負者は，水中，地下等に埋設する工事，その他工事完了後外部から明視できなくなる箇所を施工するとき，または重要な工事段階において施工する場合は監督員の指示に従い，立会いのもと施工すること。ただし，監督員の承諾を受けた場合はこの限りではないが，工事状況等を撮影し，その都度監督員に提出しなければならない。

第4節　その他

１．本設計書における配置図などは参考資料であり，現場をよく調査・検討した上で詳細な施工図などを監督員に打合せ簿により提出し，承諾を受けること。

２．本設計図書等は設計の大要を示すものであり，詳細部等について技術的必要事項は明記無くとも請負者の負担において完全に施工すること。

３．建築構造，機械設備等のとり合いの関係でおこる機器の位置及び配線路等の軽微な変更が生じた場合については，監督員と打合せの上，請負金額の変更を行わず施工すること。

４．工事完了後，請負者は水道部の指示する期間内に各機器について，専門の熟練した技術者を派遣して機器の取扱説明を行うこと。

５．工事完了後，後片付け，清掃及び仮設物の撤去等は監督員の指示により速やかに行うこと。

６．近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで，苦情やトラブルのないように施工に努めること。

７．本特記仕様書及び設計図面等に明示のない事項，またはその内容に疑義が生じた場合は監督員の指示によるものとする。

第5章　その他

第1節　保証期間

１．本工事の保証期間は引渡し後２年間とする。

２．工事完了後，請負者の設計製作の不備，材料不良及び工事の不完全に起因すると判定される故障，または性能，機能上の不備欠陥を生じた場合には，請負者の負担において速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を指示する期間内に完了すること。なお，保証期間後といえ，機器の欠陥等が見つかった場合には請負者は無償にて速やかに水道部の指示するとおりに修理または新品と取替を行うこと。

３．また，設計工作及び部品の不良等に起因する事故に対して，その因によっては請負者が責任を負うものとする。

第2節　主任（監理）技術者の配置等

１．主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間について，次に掲げる場合で，打合せ簿等により，その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

なお，工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は，引渡しを受けた日までとする。

１）契約上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置，資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

２）工事用地等の確保が未了，自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により，工事を全面的に一時中止している期間

３）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場製作のみが行われている期間

なお，工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても，建設工事を適正に施工するため，主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが，当該工場製作過程において，同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な監理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は，同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

２．主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で，打合せ簿等により，その旨を明確にしたときは，主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

１）受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき。

２）橋梁，ポンプ，ゲート，エレベーター等の工場製作を含む工事であって，工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお，いずれの場合も発注者と請負者との協議により，交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか，交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに，工事の規模，難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど，工事の継続性，品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

第 6 章　受変電設備

第 1 節　一般事項

１．概　　要

本設備は、中国電力(株)より高圧 6.6kV にて受電し，低圧への高圧を行い，低圧三相負荷及び低圧単相負荷への配電を行うための設備であり，これらの受変電設備の更新を行う。

２．設備機器構成

1)	高圧柱上気中開閉器（ＰＡＳ）	1 台
2)	取引用計器箱（ＲＢ）	1 面
3)	高圧受電盤（ＭＣ１）	1 面
4)	220V 動力変圧器盤（ＭＣ２）	1 面

5) 440V 動力変圧器盤（ＭＣ３） 1面
6) 汎用ミニＵＰＳ（ＵＰＳ） 1台
7) 制御用分岐盤（ＬＢ） 1面
8) 送水流量計（ＦＩ） 1組

第 2 節　機器仕様

１．高圧柱上気中開閉器（ＰＡＳ）

1) 形　　式　　：モールドコーン付ブッシング型
2) 定　　格　　：7.2kV 200A 8kA　手動操作　　零相変流器，零相蓄電器内蔵
3) 数　　量　　：1 台
4) 付 属 品　　：地絡方向継電器（ＳＯＧ） 1式
　　ロープ等 1式

２．取引用計器箱（ＲＢ）

1) 形　　式　　：屋外壁掛形
2) 概略寸法　　：300W×500H×200D
3) 数　　量　　：1 面
4) 盤面取付機器　：名称名板 1式
　　のぞき窓 1式
5) 盤内取付機器　：電力量計取付スペース 1式
　　木製取付基板 1式
　　その他必要なもの 1式

３．高圧受電盤（ＭＣ１）

1) 準拠規格　　：JEM-1425
2) 形　　式　　：屋外自立形
3) 寸　　法　　：約 W800×H2300×D2000㎜
4) 入力電圧　　：3φ3W　6600V　60Hz

5) 数　　量	：1 面		
6) 盤面取付機器	：名称名板		1 式
	電流計		1 個
	電流計用切換スイッチ		1 個
	電圧計		1 個
	電圧計用切換スイッチ		1 個
	電力計		1 個
	力率計		1 個
	電力量計	（パルス接点付）	1 個
	周波数計		1 個
	集合表示灯	（4 窓用）	1 個
	切換スイッチ	（現場－遠方）	1 個
	操作スイッチ	（切－入）	1 個
	同上用表示灯	（赤－緑）	1 組
	押釦スイッチ	（ランプテスト・表示復帰）	2 個
	その他必要なもの		1 式
7) 盤内取付機器	：地絡方向継電器スペース		1 式
	不足電圧継電器		1 台
	過電流継電器		2 台
	三極単投断路器	（7.2kV 200A 8kA）	1 台
	真空遮断器	（7.2kV 400A 8kA）	1 台
	計器用変圧器	（6600/110V）	2 台
	変流器	（50/5A）	2 台
	VCB 操作用計器用変圧器（6600/110V　1kVA）		1 台
	配線用遮断器	（2P 50AF）	1 台
	電圧トランスジューサ		1 台

電流トランスジューサ		1台
電力トランスジューサ		1台
力率トランスジューサ		1台
盤内照明およびコンセント		1式
その他必要なもの		1式

４．220V 動力変圧器盤（ＭＣ２）

1) 準拠規格　：JEM-1425
2) 形　　式　：屋外自立形
3) 寸　　法　：約 W1400×H2300×D2000mm
4) 数　　量　：1 面

5) 盤面取付機器	：名称名板		1式
	電流計		2個
	電流計用切換スイッチ		2個
	電圧計		2個
	電圧計用切換スイッチ		2個
	集合形地絡過電流継電器（５個用）		2個
	集合表示灯	（12 窓用）	1個
	集合表示灯	（16 窓用）	1個
	操作スイッチ	（切－入）	1個
	同上用表示灯	（赤－緑）	1組
	押釦スイッチ	（ランプテスト・表示復帰）	2個
	その他必要なもの		1式
6) 盤内取付機器	：高圧交流負荷開閉器（7.2kA 200A 限流ヒューズ付・PF×3　7.2kV 10A 40kA）		1台
	高圧変圧器　モールド　△－Ｙ　(3φ 6.6kV／220V 100kVA)　高効率型		1台
	低圧変圧器　モールド　単相三線式　（1φ 220/210-105V 10kVA）		1台
	配線用遮断器	（3P 400AF）	2台

配線用遮断器	(3P 100AF)	3台
配線用遮断器	(2P 100AF)	1台
配線用遮断器	(3P 50AF)	3台
配線用遮断器	(2P 50AF)	2台
変流器	(300/5A)	2台
変流器	(75/5A)	2台
零相変流器		9台
ダイヤル温度計		1式
のぞき窓		1式
盤内照明およびコンセント		1式
その他必要なもの		1式

５．440V 動力変圧器盤（ＭＣ３）

1) 準拠規格　：JEM-1425
2) 形　　式　：屋外自立形
3) 寸　　法　：約 W1400×H2300×D2000㎜
4) 数　　量　：1 面
5) 盤面取付機器　：

名称名板		1式
電流計		1個
電流計用切換スイッチ		1個
電圧計		1個
電圧計用切換スイッチ		1個
地絡過電流継電器		2台
集合表示灯	(4 窓用)	1個
集合表示灯	(6 窓用)	1個
操作スイッチ	(切－入)	1個
同上用表示灯	(赤－緑)	1組

	押釦スイッチ　（ランプテスト・表示復帰）	2個
	その他必要なもの	1式
6) 盤内取付機器	：高圧交流負荷開閉器（7.2kA 200A 限流ヒューズ付・PF×3　7.2kV 40A 40kA）	1台
	高圧変圧器　モールド　△－Y　(3φ 6.6kV／440V 300kVA)　高効率型	1台
	低圧進相コンデンサ(3φ 440V 60Hz 50kvar)	1台
	配線用遮断器　（3P 600AF）	2台
	配線用遮断器　（3P 100AF）	1台
	計器用変圧器　（440/110V）	2台
	変流器　（600/5A）	2台
	零相変流器	2台
	ダイヤル温度計	1式
	のぞき窓	1式
	盤内照明およびコンセント	1式
	その他必要なもの	1式

６．汎用ミニＵＰＳ（ＵＰＳ）

1) 形　　式	：屋内設置形	
2) 概略寸法	：250W×250H×450D	
3) 数　　量	：1 台	
4) 容　　量	：2 kVA（10 分補償）	
5) 入力電圧	：1φ2W　105V　60Hz	
6) 出力電圧	：1φ2W　105V　60Hz	
7) 盤面取付機器	：名称名板	1式
	コンセント	1式
	その他必要なもの	1式

７．制御電源分岐盤（ＬＢ）

1) 形　　式	：屋内壁掛形	

2) 概略寸法　　：500W×600H×120D
3) 数　　量　　：1 面
4) 盤面取付機器　：名称名板　　1式
その他必要なもの　　1式
5) 盤内取付機器　：配線用遮断器（2P 50AF）　　1個
配線用遮断器（2P 30AF）　　8個
内部配線　　1式
その他必要なもの　　1式

８．送水流量計（ＬＩ）

1) 形　　式　　：電磁流量計
2) 口　　径　　：φ250
3) 数　　量　　：1 組
4) 測定対象　　：原水（井戸水）
5) 主要機器　　：検出器本体　　1台
主要部材質　　電　極：SUS316L
計測管：SUS304
アースリング：SUS316
変換器　　1台
その他必要なもの　　1式
6) 付属品　　：ルース付短管　　（φ250×1200L SUS304）　　1組
専用ケーブル　　1組
その他必要なもの　　1式

第 7 章　既設機能増設

第 1 節　一般事項

１．概　　要

送水流量計更新に伴う、既設計装設備の機能増設を行う。

２．設備機器構成

1)　送水量検出器盤（Ｓ）機能増設　　1 式

第 2 節　機器仕様

１．送水量検出器盤（Ｓ）機能増設

(1)機能増設内容　：送水流量計の更新に伴い既設検出器盤の機能増設を行う。
(2)数　　量　　：1 式
(3)増設仕様　　：電磁流量計変換器撤去　　1 台
盤内整理　　1 式
内部配線　　1 式
その他必要なもの　　1 式

第 8 章　据付配線工事

第 1 節　一般事項

１．適用

本工事は，中之町水源地受変電設備更新工事に伴う据付配管配線工事に適用する。本工事の据付配線工事工程などをあらかじめ監督職員と打合せを行い，施工すること。また，水道工事標準仕様書「設備工事編」（日本水道協会）によるものとする。

２．工事材料

本工事に使用する諸材料は監督員の承諾を受けて使用すること。また，設計図書等に記載された型番等は参考とし，同等品以上を使用すること。

３．施工図

工事の施工に先立ち，施工の際に必要となる機器据付，配管配線，スリーブ，箱抜き等の図面を提出し，監督員の承諾を受

けること。また，同一場所において施工する別途工事がある場合は取合い関係等の図面を作成し速やかに他工事請負業者と取合いを行うこと。

４．工事写真

　工事の進捗状況や工事完了後の状況確認が不可能な部分及び監督員が必要と指示した部分について工事等の状況を示す写真を撮影し，作業完了後，速やかに監督員に提出すること。

５．その他

　受変電設備の設置位置が変更になることによる，電力需給地点変更及び電線支線柱の位置変更に伴う電力会社の工事費負担金等の費用はすべて請負者の負担とする。

第 2 節　施工範囲

１．第 6 章に記載する機器の製作及びそれに関する据付配管配線工事
２．第 7 章に記載する機能増設に関する据付配線工事
３．上記 1)，2)に記載の盤間および既設盤間の配線，配管工事
４．引込柱の建柱工事
５．機器据付基礎及びフェンス築造工事
６．屋外配線ルート築造工事及び掘削工事
７．場内接地の A 種～D 種接地工事（ポンプ棟電気室既設幹線への接続）
８．場内掘削工事に伴う構内アスファルト舗装復旧工事
９．既設機器及び配線の撤去工事（第 4 節　撤去工事を参照）
10．工事期間中の送水ポンプ等の運転に必要な工事（第 5 節　仮設工事を参照）
11．その他上記に伴う諸工事

第 3 節　更新工事

１．基礎工

1)　基礎工仕様及び施工範囲

番号	配管名称	設置場所	主寸法	数量	備　考
1	高圧受電盤基礎	屋　外	図面参照	１式	

2)　特記事項

詳細は，設計図書によるものとする。

高圧受電盤基礎鉄筋は、SD295　D13　@200 以下とする。

高圧受電盤基礎内面及び基礎上面は、防水モルタル仕上げを行うこと。

２．配線・配管

1)　配線・配管仕様及び施工範囲

番号	配管名称	種類・サイズ	施工範囲	数量	備考
1	ケーブル・配線布設	図面参照	図面参照	１式	
2	電線管布設	〃	〃	１式	
3	既設ケーブル接続替	〃	〃	１式	

2)　特記事項

詳細は，設計図書によるものとする。

第 4 節　撤去工事

１．撤去処分機器

1)　高圧受電盤　1 面

2)　200V 動力変圧器盤　1 面

3)　400V 動力変圧器盤　1 面

4)　送水流量計及びルーズ短管　1 組

5)　Ｃ棟部品倉庫及び基礎　　1式

２．既設材料撤去

1)　前項の機器撤去に伴う既設配管材及びフェンス材　　1式

2)　前項の機器撤去に伴う既設ケーブル材　　1式

3)　前項の機器撤去に伴う既設ハンドホール及びトラフ　　1式

4)　前項の機器撤去に伴う基礎材　　1式

5)　前項の部品倉庫の建築物撤去材及び基礎材　　1式

6)　その他不要材料　　1式

３．既存施設との取合い

既設設備撤去の工事施工時には，電気，計装の既存施設を十分調査し，施工後の運用に支障をきたすことのないよう十分配慮して工事を施工すること。

第 5 節　仮設工事

１．工事概要

屋外配線ルート工事期間中，送水ポンプ等の運転に必要な電源確保のため，仮設配線を行うものとする。

２．仮設ケーブル

以下に仮設ケーブルの参考ルートを示す。

請負者は仮設計画を監督員に提出し承諾を受けた上で施工すること。

1) 既設高圧受電盤～ポンプ室送水ポンプ盤への仮設ケーブル　　１式

2) 既設高圧受電盤～紫外線照射設備室への仮設ケーブル　　１式

3) ポンプ室送水ポンプ盤～紫外線照射設備室への仮設ケーブル　　１式

３．仮設材料

1)　前項の仮設工事に伴うケーブル材　　１式

2)　その他仮設に必要となる材料　　１式